News Release

平成 26 年 9 月 10 日

高齢者・介護用品で重大事故発生のおそれ！
～回収・修理や注意の呼び掛けに対応してください～

高齢者の皆様が使用することが多い製品や介護用品についても、回収や修理等が必要な製品をそのまま使い続けると重大な事故を引き起こすおそれがあり、大変危険なものがあります。また、安全に使用するための注意が呼び掛けられている製品もあります。

現在、事業者が回収中又は注意を呼び掛けている高齢者の皆様が使う製品等について、危険性や注意事項、対応方法をまとめましたので、身の回りにこうした製品がないか再度確認してください。回収、修理等の対象製品をお持ちの場合は、直ちに使用を中止し製造事業者等に連絡してください。

事故防止のための注意喚起文もよく御覧ください。特に、手すり等の「隙間」には、頭部や体の一部が挟まり、負傷や死亡する等思わぬ危険が潜んでいます。注意喚起に従い、隙間を埋める等の対策をとってください。高齢者の方の中には、安全な使用のための情報に気付きにくい、自身での対処が難しい場合もありますので、周囲の方が気を配っていただくようお願いします。

また、高齢者の事故の中には、操作ミスや設置、使用方法の誤りによるものも見受けられます。介護をされる方も含めて、改めて使用上の注意事項を確認し、適切な取扱いをするよう御留意ください。

※　消費者庁ウェブサイトのリコール情報サイト（http://www.recall.go.jp/）に掲載されたもののうち、高齢者・介護用品に関する事故報告があった製品、注意を要する製品をまとめています。

１．介護用ベッド

ベッドの分割式フレームの接続部品の破損による重大事故が平成21年以降、２件発生しており、対策部品等の無償提供が行われています。

また、手元スイッチ内の抵抗不良による不具合や木製部分の強度不足により破損するおそれがあることも報告されています。補強金具の提供や部品の交換が行われていますので、事業者に連絡してください。

<事故事例>

介護ベッドに設置された手すりに掴まって上半身を起こそうとしたところ、ベッドの頭側が下方向に傾き、バランスを崩して手すりに胸部を打ち、負傷した。　　　　　　　　　（事故発生年月：平成25年６月、埼玉県）

２．ベッド用サイドレール／グリップ

転落予防や手すりとして介護用ベッドに取り付けて使用するサイドレール／グリップの隙間に、首や手などが入り込む事故が起きています。

製品に起因しないものも含め、平成19年以降、67件の重大事故（うち死亡事故35件）が報告されています。介護を行っている方は、隙間を塞ぐ対策を確実にとってください。事業者をはじめ、日本福祉用具・生活支援用具協会及び医療・介護ベッド安全普及協議会において、サイドレール等の事故防止対策について注意喚起を行っていますので御参照ください。

＜事故事例＞

① 介護ベッド用手すりの隙間に使用者の左腕が挟まり、負傷した。
（事故発生年月：平成24年４月、埼玉県、90歳代）

② 使用者が、手すりとマットレスの隙間に頭部が入り込んだ状態で発見され、死亡した。　（事故発生年月：平成25年１月、石川県、80歳代）

３．手すり

床置きの手すりの隙間に頭部等が入り込んだ状態での重大事故が、平成23年度に２件発生しています。手すりの枠内を狭めるサポートベルトが配布されています。また、手すりをベッドサイドに置く場合は、ベッドとの間に隙間ができないようにすることが必要です。ホームページやパンフレットに設置や使用上の注意も掲載されていますので、確認してください。

＜事故事例＞

使用者が手すり（床置き式）のパイプ間に首が挟まった状態で発見され、死亡した。　（事故発生年月：平成23年11月、奈良県、80歳代）

４．ポータブルトイレ

ひじ掛けと背もたれの隙間に首を挟むことによる重大事故が１件発生しています。隙間のない製品への無償交換が行われていますので、事業者へ御連絡ください。

＜事故事例＞

施設でポータブルトイレに向かってうつ伏せ状態で倒れている使用者が発見され、死亡が確認された。当該製品の肘掛けと背もたれの隙間に首を挟んだものと考えられる。　（事故発生年月：平成25年９月、新潟県、50歳代）

５．手指保護具（口腔用）

内側から生じたクラック（ひび割れ）により製品が破断したことによる重大事故が１件発生しています。製品の外観の確認や交換の目安等使用にあたっての注意表示がされていますので、取扱説明書等をよくお読みください。

＜事故事例＞

施設内で製品を使用中、当該製品の一部が破断して患者の口腔から体内に入り、病院に搬送後、窒息による死亡が確認された。
（事故発生年月：平成24年４月、大阪府）

6．車いす

車いすの手押しハンドルのパイプと本体パイプとの接続部分が外れるという不具合が発生しています。溶接不良による破損と思われ、事業者の無償回収が行われています。

7．歩行補助車

歩行補助車の車輪が外れて転倒する事故が発生し、無償補修が行われています。

＜事故事例＞

使用中の歩行補助車のキャスター（右前輪）が脱落してバランスを崩し、転倒して右腕、右側頭部に打撲を負った。　（事故発生年月：平成 21 年１月）

8．電動車いす

スイッチの誤作動等による事故が発生しています。また、構造上の不具合による耐久性の低下、製造不良によりシートやアッパーアーム（タイヤと車体を繋ぐ部品の一部）が外れるおそれ等により部品交換や点検修理が行われています。

＜事故事例＞

電動車いすで登坂路を走行中、「ガクン」という音がして車体が後退し始めたためハンドル操作で路肩に寄せたところ、転倒し、軽傷を負った。

（事故発生年月：平成22年10月）

電動車いすについては、運転操作の誤りによる転落等製品に起因しないと思われる事故が多発しています。平成19年以降、77件の重大事故（うち死亡事故41件）が報告されており、消費者庁でも平成22年９月、平成23年９月及び平成24年11月に注意喚起を行っています。転落の危険のある場所には近寄らない、急な坂道の通行は避ける等事故を防ぐための注意を守りましょう。

電動車いすを安全に利用するために、製造事業者や福祉関連団体が開催する安全運転指導講習会に参加しましょう。電動車いす安全普及協会では、ホームページ上に注意点を紹介する動画を掲載する等事故防止のための取組を行っています。参考にしてください。

9．マッサージ器

誤った使い方（マッサージ器の布カバーを取り外したり、破れた状態での使用）による死亡事故が、平成11年以降６件発生しています。事業者は、使用の中止又は適正な使用を呼び掛けています。

＜事故事例＞

家庭用ローラー式電気マッサージ器を、ローラー部についている布カバーを取り外した状態で使用し、衣服がローラー部に巻き込まれ窒息死した。

（事故発生年月：平成26年５月、山梨県、80歳代）

<参考>

○消費者庁からの注意喚起

「介護ベッドの手すり等による死亡事故が発生しています！」（平成 24 年 11 月２日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou_3.pdf

「医療・介護ベッド使用にかかる注意喚起の周知度調査の結果及び対策について」（平成24年11月２日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121102kouhyou_2.pdf

「介護ベッド用手すりのすき間に頭や首、手足などを挟む事故等に係る注意喚起について」（平成22年10月1日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/101001kouhyou_2.pdf

「電動車いすを使用中に死亡事故が発生しています！」（平成 24 年 11 月 27 日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/121127kouhyou_2.pdf

「電動車いす（ハンドル形）の使用に関する注意喚起について」（平成23年９月22日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/110922kouhyou_4.pdf

「電動車いす（ハンドル形）の使用に関する注意喚起について」（平成22年９月８日）

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/100908kouhyou_3.pdf

【本件に関する問合せ先】
消費者庁消費者安全課　河岡、中川、韮塚
TEL：03(3507)9137（直通）
FAX：03(3507)9290
消費者庁ウェブサイト：http://www.caa.go.jp/